

答申第 211 号

平成 17 年 1 月 17 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 8 月 23 日付けで諮問された国民体育大会派遣旅費調査結果の算出根拠に係る書類一部非公開の件(諮問第 116 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

(1) 国民体育大会派遣旅費調査結果(平成9年7月)の表1、表2及び資料3の算出根拠となった書類のうち、平成4年度及び平成6年度から8年度までに係るものは、次に掲げる部分を除いて、公開すべきである。

ア 大会別調査集計表の県職員以外の個人名

イ 「個人別執行状況(本部役員:県職員以外)」の「氏名」欄、「大会役職」欄、「開催時所属及び職」欄及び「現所属及び職」欄

ウ 「個人別執行状況(監督・選手)」の「氏名」欄、「競技名」欄及び「種別」欄

(2) 実施機関が、国民体育大会派遣旅費調査結果(平成9年7月)の表1、表2及び資料3の算出根拠となった書類のうち、平成5年度分に係るものは、存在しないとして公開を拒んだことは、相当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、国民体育大会派遣旅費調査結果(平成9年7月)の表1、表2及び資料3の算出根拠となった書類(以下「本件行政文書」という。)について、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成12年7月27日付けで行った次に掲げる処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

ア 本件行政文書のうち、平成4年度及び平成6年度から8年度までに係るもの(以下「本件一部非公開文書」と総称する。)を神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号及び第2号に該当するとして一部非公開とした処分

イ 本件行政文書のうち、平成5年度分に係るもの(以下「本件公開拒否文書」という。)が存在しないとして、公開を拒んだ処分

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件一部非公開文書に条例第5条第1号及び第2号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違

法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 旅費差額問題は新聞報道されたもので、不服申立人は平成9年11月以降6件の公開を請求し不服申立てしたが、すべて却下された。このため、横浜地裁に提訴して審理中である。教育委員会は差額調査について証拠を提出したため、算出根拠となる資料を求めて本件の請求を行った。

ウ 教育委員会は、墨塗り部分の公開は個人又は法人の利益を害するといふが、墨塗り部分の公開は教育委員会が新聞各社に報道した公開数字が虚偽であることが判明するため、自らに害が及ぶことから拒んでいるにすぎない。

墨塗り部分があることによって、当該証拠の数字や新聞報道の金額と実施機関が本件で提出する金額と照合することができない。

墨塗り部分が真に個人や法人の利益を害するおそれがあるかどうかの審議を求める。

エ 不服申立人は、大会参加者から既に証拠書類及び証言を受け取っており、また教育委員会職員の刑事事件につき追及を行っている。

オ 教育委員会は、本件公開拒否文書について不存在を理由に公開拒否決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

団体に対する県補助金支出は神奈川県財務規則、補助金の交付等に関する規則及び補助金交付要綱に基づき執行され、補助金交付要綱は補助金に関する帳簿及び証拠書類の5年間保存を補助条件としており、また、県行政文書管理規則（県文書管理規程）は県費支出に関する行政文書の保存期間を5年間と定めており、実施機関は、公開決定の際は引継文書も確認して公開決定に臨むべき義務がある。

カ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（教育庁管理部総務室）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件一部非公開文書について

本件一部非公開文書の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書の名称	非公開情報
大会別調査集計表	県職員以外の個人名、団体名及び競技種目
個人別執行状況（本部役員：県職員）	「実派遣期間」欄、「正規支給額(B)」欄、「書類上の差額(C)」欄、「正規支給額(D)」欄、「実支給額(E)」欄、「実差額(F)」欄及び「保留額(G)」欄並びに「大会名」欄の競技種目
個人別執行状況（本部役員：県職員以外）	「氏名」欄、「大会役職」欄、「開催時所属及び職」欄、「現所属及び職」欄、「書類上の派遣期間」欄、「書類上の支給額(A)」欄、「正規支給額(B)」欄、「正規支給額(D)」欄及び「実支給額(E)」欄並びに「大会名」欄の競技種目
個人別執行状況（監督、選手）	「氏名」欄、「競技名」欄、「種別」欄、「会場地」欄、「書類上の派遣期間」欄、「書類上の支給額(A)」欄、「正規支給額(B)」欄、「正規支給額(D)」欄及び「実支給額(E)」欄並びに「大会名」欄の競技種目

(2) 一部非公開部分について

ア 条例第5条第1号該当性について

本件一部非公開文書中に記載された個人名及び「氏名」欄は特定の個人が識別され、「大会役職」欄、「開催時所属及び職」欄及び「現所属及び職」欄は、容易に特定の個人が識別できるため、同号本文に該当する。

「書類上の派遣期間」欄、「書類上の支給額(A)」欄、「正規支給額(B)」欄及び「正規支給額(D)」欄は、取得し得る他の情報と照合することにより特定の個人が識別できるため、条例第5条第1号本文に該当する。

「書類上の差額(C)」欄、「実差額(F)」欄及び「保留額(G)」欄についても、次のような関係が存在するため、取得し得る他の情報と照合することにより特定の個人が識別でき、同号本文に該当する。

$$\text{「正規支給額(G)」} + \text{「書類上の差額(C)」} = \text{「書類上の支給額(A)」}$$

$$\text{「実支給額(E)」} + \text{「実差額(F)」} = \text{「正規支給額(F)」}$$

$$\text{「実支給額(E)」} + \text{「保留額(G)」} = \text{「正規支給額(F)」}$$

また、保留額捻出のための経理操作及び当該保留金管理は事務局が一括して行っていたことは、当時の調査でも明らかになっている。しかし、こうした情報を公開することにより、当該職員が不適正な執行に関与し、これを保留したという誤解を生じさせるおそれがあり、私生活への影響も含め正当な利益を害するおそれがあることから、同号本文に該当する。

イ 条例第5条第2号該当性について

競技種目は、他の容易に取得し得る情報と照合することにより特定の団体が推定され得る情報である。団体名及び競技種目は、公開することにより当該団体が国体派遣旅費の不適正な経理に関与したとの誤解を生じさせるおそれがあり、ひいては団体の正当な利益を害するおそれがあることから、同号本文に該当する。

(3) 本件公開拒否文書の存否について

本件公開拒否文書について、請求時点で確認したところ、存在しておらず、詳細は不明であるが紛失したものと考えられ、実施機関において管理していないため、公開拒否決定した。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件一部非公開文書のうち、次に掲げる情報は、特定の個人が識別

され、又は識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

a 「個人別執行状況(本部役員：県職員)」の「実派遣期間」欄、「正規支給額(B)」欄、「書類上の差額(C)」欄、「正規支給額(D)」欄、「実支給額(E)」欄、「実差額(F)」欄、「保留額(G)」欄及び「大会名」欄の競技種目

b 「個人別執行状況(本部役員：県職員以外)」の「氏名」欄、「大会役職」欄、「開催時所属及び職」欄及び「現所属及び職」欄

c 「個人別執行状況(監督・選手)」の「氏名」欄、「競技名」欄及び「種別」欄

(ウ) 実施機関は、次の情報について、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されると主張するが、国体派遣から既に8年以上が経過している現時点においては、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されとは認められず、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

a 「個人別執行状況(本部役員：県職員以外)」の「書類上の派遣期間」欄、「書類上の支給額(A)」欄、「正規支給額(B)」欄、「正規支給額(D)」欄、「実支給額(E)」欄及び「大会名」欄の競技種目

b 「個人別執行状況(監督・選手)」の「会場地」欄、「書類上の派遣期間」欄、「書類上の支給額(A)」欄、「正規支給額(B)」欄、「正規支給額(D)」欄、「実支給額(E)」欄及び「大会名」欄の競技種目

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件一部非公開文書に記載されている情報は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書イの慣行として公にされ若しくは公にすることが予定されている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア、イ又はエに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条ただし書ウ該当性について

「個人別執行状況(本部役員:県職員)」の「実派遣期間」欄、「正規支給額(B)」欄、「書類上の差額(C)」欄、「正規支給額(D)」欄、「実支給額(E)」欄、「実差額(F)」欄、「保留額(G)」欄及び「大会名」欄の競技種目は、公務員の公務出張の費用弁償額に係る情報であり、公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の当該職務遂行の内容に係る情報であると認められるため、同号ただし書ウに該当すると判断する。

なお、保留額捻出のための経理操作及び当該保留金管理は事務局が一括して行っていたことは、当時の調査でも明らかになっており、現時点で当該情報を公開したとしても、当該職員が不適正な執行に関与し、これを保留したという誤解を生じさせるおそれはなく、当該公務員の私生活への影響も含め正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

(3) 条例第5条第2号本文該当性について

ア 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

イ 大会別調査集計表の団体名及び団体名が推定され得る情報である競技種目について、実施機関は、公開することにより当該団体が国体派遣旅費の不適正な経理に関与したとの誤解を生じさせるおそれがあり、ひいては団体の正当な利益を害するおそれがあると説明している。

しかし、本件処分の時点で、調査により不適正経理は事務局が責めを負うものであるという結論が出ており、この結果、大会別調査集計表に記載された特定の団体は不適正執行に責任はなかったことが明白である。

したがって、団体名及び競技種目は、当該団体の正当な利益を害するおそれのある情報とは認められず、条例第5条第2号に該当しないと判

断する。

(4) 本件公開拒否文書の存否について

平成9年7月の調査においては、調査対象期間である平成4年度から平成8年度までの5か年度すべてについて調査及び報告がなされており、当該調査の時点においては、本件公開拒否文書が存在していたことが推定できる。その後、本件公開拒否文書は、実施機関の説明によれば、詳細は不明であるが、紛失したものと考えられるとされている。

本件公開拒否文書を除く文書について、実施機関がその存在を認めていることや、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められないことから、実施機関の文書管理について問題があったとはいえるが、本件公開拒否文書が存在しないとする実施機関の説明は、不合理であるとまではいえない。

(5) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)カの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 付言

前記4で述べたように、本件公開拒否文書は平成12年の請求時点では、文書管理規程により定められた保存期間が満了しておらず、実施機関において管理されていなければならないものと認められる。

したがって、実施機関は、本件公開拒否文書の文書管理に適切さを欠いていたといわざるを得ず、今後、文書管理規程に従った適切な取扱いに努めるべきである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 8 月 23 日	諮問
平成 12 年 8 月 29 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 12 年 10 月 2 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
平成 12 年 10 月 12 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 12 年 10 月 19 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 16 年 10 月 26 日 (第 39 回部会)	審議
11 月 17 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
11 月 22 日 (第 40 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成17年1月17日現在)(五十音順)